

## 郡山市観光専門官設置要綱

平成 29 年 10 月 1 日制定

令和 2 年 4 月 1 日一部改正

[産業観光部観光課]

### (設置)

第 1 条 本市の観光の振興並びに地域の活性化を図り、市民の生活、文化及び経済の向上発展に寄与するため、郡山市観光専門官（以下「観光専門官」という。）を置くことができる。

### (観光専門官の職務)

第 2 条 観光専門官は、関係機関等と密接な連携を図り、次の業務を行うものとする。

- (1) 観光戦略企画立案
- (2) 観光コンテンツ商品開発
- (3) 地域ブランディング
- (4) その他市長が必要と認める観光振興に関する業務

### (委嘱等)

第 3 条 観光専門官は、専門的知識やスキル、ノウハウを有し、当該見識及び経験に基づき適切に業務を行うことができると認められる者のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第 4 条 観光専門官の任期は、委嘱を受けた日から当該委嘱を受けた日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

### (服務)

第 5 条 観光専門官は、その職務の重要性を自覚し、誠実かつ公正にこれを遂行しなければならない。

- 2 観光専門官は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 3 観光専門官は、その職務の遂行に当たっては、この要綱に定めるもののほか、関係法令を遵守し、かつ、市長の指示に従わなければならない。

### (解嘱)

第 6 条 市長は、観光専門官が次の各号のいずれかに該当する場合は、その任期中にあっても解嘱することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があると認めたとき。
- (2) 観光専門官に必要な適格性に欠けると認めたとき。
- (3) 第 5 条の規定に違反したとき。

### (庶務)

第 7 条 観光専門官に関する庶務は、産業観光部観光課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、観光専門官に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。